

令和8年7月1日

事業主各位

ゼロ健康保険組合



標準報酬月額決定等の留意事項について

平素、健康保険組合業務に対しましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件、標準報酬月額決定など各事業所での取り扱いで留意願いたい項目について、下記の通り通知いたしますので、貴下担当者へ周知願います。

記

1. 標準報酬月額の決定

標準報酬月額の決定に際しては、現物給与の内容を十分確認のうえ実施願います。

2. 標準報酬月額の随時決定

標準報酬月額の随時決定にあたっては、必ず報酬の変動要因を付記願います。

3. 育児休業等取得者申出書

育児休業等取得者申出書および産前産後休業取得者申出書については、事実発生後に申請願います。発生前の受付はいたしませんのでご注意ください。

4. 任意継続被保険者に係る標準報酬月額について

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額となります。

5. 傷病手当金 1日当たりの日額計算方法

支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額の平均額 $\div 30$ 日 $\times (2/3)$

※ 当該期間が12ヶ月に満たない場合は、以下の2点を比べて少ない額を基に計算する

- ・支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ・支給開始日の属する年度の前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額

以上